

平 28 . 9 . 15
総 2 - 1

説 明 資 料

〔所得税 ①〕

平成 28 年 9 月 15 日 (木)

財 務 省

目 次

1. これまでの経緯	1
2. 働き方や家族のあり方をめぐる構造変化	11
3. 所得税の構造の国際比較	27
4. 就業調整を意識しなくて済む仕組みの構築	34
5. 所得控除方式の見直し	47

1. これまでの経緯

第1回経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議（平成26年3月19日）議事要旨（抄）

（麻生議員）

女性の活躍推進と税制に関し、言いたいことは3点。

一点目は、様々な「壁」が存在しているという指摘があるが、税制としては、世帯の手取りの逆転現象である「壁」は解消されているというのが正しい知識である。その上で、依然として「意識の壁」は根強く、また「二重の控除」が生じているという指摘がある。

二点目に、伝統的家族観から、配偶者控除の見直しには慎重な意見も根強い。

三点目に、この問題については所得税の根幹に関わることであり、中長期的な視点から、幅広く政府税制調査会で議論していくこととしたい。

なお、配偶者控除を子育てに着目した控除にシフトしてはどうかとの御意見もあるが、児童手当の支給に、年少扶養控除の廃止による財源は、平成23年度には、国、地方を合わせると9,000億円充てられていること、自民党のJ-ファイルに代表されるように、配偶者控除を維持すべきとの意見もあることから、簡単に結論が得られる話ではなく、腰を据えたしっかりした議論が必要だと思っている。

いずれにせよ、女性の活躍推進については強い問題意識を持っている。成長戦略の要請や所得税の控除をめぐる議論を踏まえつつ、私の方で検討してみたい。

（安倍議長）

麻生大臣、田村大臣には、女性の就労拡大を抑制する効果をもたらしている現在の税・社会保障制度の見直し及び働き方に中立的な制度について検討を行ってほしい。

経済財政運営と改革の基本方針2014(抄)

平成26年6月24日 閣議決定

女性の活躍、男女の働き方改革

女性が輝く社会を目指す。そのため、男女の働き方に関する様々な制度・慣行や人々の意識、ワーク・ライフ・バランスを抜本的に変革し、男女が意欲や能力に応じて労働参加と出産・育児・介護の双方の実現を促す仕組みを関係者で議論し構築していく。

女性の活躍を推進するため、女性の活躍を支える社会基盤となる取組を進めるとともに、役員・管理職等への女性の登用促進の目標達成に向けた情報開示の促進や公共調達の活用等の取組、仕事と子育て、介護の両立を進める企業への支援、女性のライフステージに対応した支援等を進める。さらに、税制・社会保障制度等について、女性の働き方に中立的なものにしていくよう検討を進める。

3. 働き方の選択に対して中立的な税制の構築にあたっての選択肢と論点

当調査会においては、上述の社会・経済の構造変化や配偶者控除に関する指摘を踏まえ、働き方の選択に対して中立的な税制の構築に向けて、

- ・ 配偶者がいることに対する税制上の配慮の必要性をどう考えるか、さらに、配慮を行う場合にはどのような考え方に基づくべきか、
- ・ 特に若い世代を中心とする「結婚し子どもを産み育てようとする世帯」に対しどのような配慮を行うか、
- ・ 所得再分配機能をどのように回復するか、

といった視点から税制上の配慮のあり方を考慮しつつ、いくつかの選択肢と論点を示すこととした。選択肢の検討にあたっては、配偶者控除の存廃に議論を限定するのではなく、人的控除をはじめ諸控除のあり方を抜本的に見直すことも視野に入れ議論を行った。

選択肢の軸は、

- A 配偶者控除の廃止
- B 配偶者控除に代えて、配偶者の所得の計算において控除しきれなかった基礎控除を納税者本人に移転するための仕組み（いわゆる移転的基礎控除）の導入
- C 配偶者控除に代えて、諸控除のあり方を全体として改革する中で、夫婦世帯に対し配偶者の収入にかかわらず適用される新たな控除の創設

といった見直しに子育て支援を加味するものである。各々については、さらに、税額控除化などの見直しを組み合わせること等が考えられる。その中で典型的なものとして、以下の選択肢を示すこととする。

なお、いずれの選択肢についても検討すべき論点が存在しており、また、これら以外の選択肢もあり得ることから、今後、十分な国民的な議論と検討が必要である。

第 3 章「経済・財政一体改革」の取組－「経済・財政再生計画」

2. 計画の基本的考え方

（歳入改革）

経済再生に寄与する観点から、現在進めている成長志向の法人税改革をできるだけ早期に完了する。持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般にわたるオーバーホールを進める。その中で、将来の成長の担い手である若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築する。また、i) 低所得若年層・子育て世代の活力維持と格差の固定化防止のための見直し、ii) 働き方・稼ぎ方への中立性・公平性の確保、iii) 世代間・世代内の公平の確保など、経済社会の構造変化を踏まえた税制の構造的な見直しを計画期間中のできるだけ早期に行うこととし、政府税制調査会を中心に具体的な制度設計の検討に速やかに着手する。

（中 略）

5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

[5] 歳入改革、資産・債務の圧縮

（1）歳入改革

② 税制の構造改革

（基本的考え方）

人口動態、世帯構成、働き方・稼ぎ方など、経済社会の構造が大きく変化する中、持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般にわたるオーバーホールを進める。その中で、将来の成長の担い手である若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築する。特に、i) 夫婦共働きで子育てをする世帯にとっても、働き方に中立的で、安心して子育てできる、ii) 格差が固定化せず、若者が意欲をもって働くことができ、持続的成長を担える社会の実現を目指す。

このため、以下の基本方針を踏まえ、具体的な制度設計について速やかに検討に着手し、税制の見直しを計画期間中、できるだけ早期に行う。その際、今後の改革の中心となる個人所得課税については、税収中立の考え方を基本として、総合的かつ一体的に税負担構造の見直しを行う。

第 3 章「経済・財政一体改革」の取組－「経済・財政再生計画」

5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

[5] 歳入改革、資産・債務の圧縮

(1) 歳入改革

② 税制の構造改革

(改革の基本方針)

i) 成長志向の法人税改革

- ・ 現在進めている成長志向の法人税改革をできるだけ早期に完了する。

ii) 低所得若年層・子育て世代の活力維持と格差の固定化防止のための見直し

- ・ 年齢ではなく経済力を重視する一方、成長の担い手である若い世代を含む低所得層に対しては、社会保障給付制度との整合性を勘案しつつ総合的な取組の中で、勤労意欲を高め、安心して結婚し子どもを産み育てることができる生活基盤の確保を後押しする観点から税負担構造及び社会保険の負担・適用構造の見直しを進める。

iii) 働き方・稼ぎ方への中立性・公平性の確保

- ・ 女性の活躍推進・子ども子育て支援の観点等を踏まえつつ、多様化する働き方等への中立性・公平性をより高めるため、早期に取り組む。

iv) 世代間・世代内の公平の確保等

- ・ 年齢ではなく所得や資産などの経済力を重視しつつ、世代間・世代内の公平を確保する。
- ・ 資産格差が次世代における子女教育などの機会格差につながることを避ける必要があること、また、老後扶養の社会化が相当程度進展している実態の中で遺産の社会還元といった観点が重要となっていること等を踏まえた見直しを行う。

v) 地域間の税源の偏在是正

- ・ 地方が自らの責任で地方創生に取り組むためには税財源が必要との考えの下、引き続き税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築する。

経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理(抄)

平成 27 年 11 月
政府税制調査会

第 1 部 今後の税制のあり方の検討にあたっての論点整理

Ⅱ. 個人所得課税の改革にあたっての基本的な考え方

1. 結婚して子どもを産み育てようとする若年層・低所得層に配慮する観点からの所得控除方式の見直し

(2) 所得控除方式の見直しにあたっての考え方

(前 略)

(中 略)「一次レポート」は、「結婚して夫婦共に働きつつ子どもを産み育てるといった世帯」に対する配慮の重要性を踏まえつつ、働き方の選択に対して中立的な税制を構築する観点から、配偶者控除の見直しを軸とする5つの選択肢を提示した。生活を支えるために夫婦共に働く世帯の増加を踏まえ、これらの選択肢についてさらに検討を深める必要がある。今回、経済社会の構造変化の「実像」を把握してきた中で、所得格差の拡大が家族を形成できる人とできない人の分断を生んでいるとの指摘もあった。今後の検討にあたっては、家族の形成を社会全体で支えるという視点も重要となっている。その際、「ひとり親世帯」や単身の低所得者も存在することから、世帯の多様性を踏まえた丁寧な議論が必要である。

個人所得課税の所得再分配機能の回復を図るためには、税率構造の見直しと課税ベースの見直しの双方が考えられる。しかし、国・地方を合わせた個人所得課税の最高税率は既に 55%に達している。最高税率の見直し等による限界税率の引上げについては、人の移動がグローバル化していることや、労働供給の阻害要因となるおそれがあることに留意が必要である。所得控除方式を採用している諸控除を見直し、税負担の累進性を高めることを通じて、低所得層の負担軽減を図っていくことを中心に検討すべきである。

(中 略)

諸外国の個人所得課税においても、我が国と同様に、納税者の家族構成などの事情を踏まえつつ、一定水準までの所得には課税しないという考え方が採られているが、それを実現するための方式は一様ではない。例えば、①課税所得の一部にゼロ税率を適用することにより税負担を求めないこととする方式、②一定の所得金額に最低税率を乗じた金額を税額から控除することにより税負担を軽減する方式といった例が見られる。また、③所得控除方式の下においても、控除額に一定の上限を設け、所得の増加に応じて控除額を逡減・消失させる方式を採用している例も存在する。これらの方式の下では、ゼロ税率及び税額控除の場合には、所得水準にかかわらず一定の税負担の軽減がなされ、逡減・消失型の所得控除の場合には、高所得層の税負担軽減額が制限されるため、我が国の所得控除方式と比べ、より累進的な税負担の構造を実現することが可能となる。

今後、これらの諸外国の例も参考にしつつ、所得控除方式を採っている諸控除のあり方について、それぞれの控除の性格や経済社会の構造変化も踏まえ、見直しの要否や、見直し後の新たな制度の基礎となる考え方を含めて幅広く検討していく必要がある。

第 1 部 今後の税制のあり方の検討にあたっての論点整理

Ⅱ. 個人所得課税の改革にあたっての基本的な考え方

2. 働き方の多様化や家族のセーフティネット機能の低下を踏まえた「人的控除」の重要性

(2) 働き方の多様化等と「人的控除」の重要性

他方、我が国における働き方については、非正規雇用の増加に伴う若年就労の不安定化等に止まらず、正規雇用の多様化、退職金も含めた賃金形態の多様化、転職機会の増加等、様々な面で多様化している。請負契約等に基づいて働き、使用従属性の高さという点でむしろ雇用者に近い自営業主の割合が高まっていることも指摘されており、給与所得と事業所得を明確に分ける意義が薄れてきている。

また、非正規雇用の増加により所得格差が拡大しており、家族を形成し、また、お互いの生活を支える上で十分な経済力がない場合が増えているとの指摘もあるなど、家族のセーフティネット機能が低下している。

これらの変化を踏まえると、個人所得課税における税負担の調整のあり方としては、所得の種類ごとに様々な負担調整を行うのではなく、家族構成などの人的な事情に応じた負担調整を行う「人的控除」の重要性が高まっていると考えられる。税負担の調整における「人的控除」の役割を高めるとともに、そのあり方を所得再分配機能の回復や家族のセーフティネット機能の再構築といった視点から見直していく必要がある。今後、このような観点から、「所得計算上の控除」と「人的控除」のあり方を全体として検討していくべきである。その際、様々な経済社会の構造変化を踏まえ、それぞれの控除の役割を見直すとともに、できる限り簡素な制度を構築するという視点も重要である。

第 1 部 今後の税制のあり方の検討にあたっての論点整理

Ⅱ. 個人所得課税の改革にあたっての基本的な考え方

3. 老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度の構築

(2) 働き方・ライフコースに影響されない公平な制度の構築

老後の生活に備えるための個人の自助努力に関連する現行の税制上の仕組みとしては、勤労者財産形成年金貯蓄やいわゆる N I S A などの金融所得に対する非課税制度のほか、企業年金・個人年金等に関連する諸制度が存在する。これらの制度は、就労形態や対象となる金融商品に応じて利用できる制度が細分化されており、個人の働き方やライフコースによって、受けられる税制上の支援の大きさが異なっている。このため、金融所得や企業年金・個人年金等に関連する税制上の諸制度について、個人の働き方やライフコースに影響されない公平な制度の構築を念頭に、幅広く検討していく必要がある。

その際には、拠出・運用・給付の各段階を通じた体系的な課税のあり方について、公平な税負担の確保や、高齢化の進展、貯蓄率の低下等の構造変化を踏まえた検討が必要である。また、給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスについて、働き方やライフコースの多様化を踏まえた検討が必要である。

金融所得に対しては、他の所得と分離して比例的な税率で課税するとともに損益通算の範囲を拡大する金融所得課税の一体化の取組が進められてきた。今後とも、グローバルに移動する資本から生じる所得に対して累進的な税負担を求めることは難しいことも踏まえ、金融所得課税の一体化を引き続き進めていく必要がある。その際、勤労所得との間での負担の公平感にも留意することが求められる。

第 2 章 成長と分配の好循環の実現

1. 結婚・出産・子育ての希望、働く希望、学ぶ希望の実現：経済成長の隘路の根本にある構造的な問題への対応

(3) 就業を希望する女性・高齢者の就業促進、非正規雇用労働者の待遇改善等

女性が働きやすい税制・社会保障制度・配偶者手当等への見直しについては、働きたい人が働きやすい環境整備の実現に向けた具体的検討を進める。税制については、政府税制調査会が取りまとめたこれまでの論点整理を踏まえ、幅広く丁寧な国民的議論を進める。社会保障制度については、年金機能強化法による本年 10 月からの大企業における被用者保険の適用拡大に加え、中小企業にも適用拡大の途を開くための制度的措置を講ずるとともに、施行状況、就労実態や企業への影響等を勘案して、更なる適用拡大に向けた検討を着実に進める。その際、就業調整を防ぎ、被用者保険の適用拡大を円滑に進める観点から、短時間労働者の賃金引上げや本人の希望を踏まえて働く時間を延ばすことを通じて、人材確保を図る事業主を支援するキャリアアップ助成金が十分に活用されるよう周知徹底するとともに、人手不足の状況などを注視し、必要に応じて充実・強化する。国家公務員の配偶者に係る扶養手当については、人事院に対し検討を要請しており、その検討結果を踏まえ、速やかに対処する。民間企業における配偶者手当についても、厚生労働省において取りまとめた「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」について広く周知を図り、労使に対しその在り方の検討を促していく。

第 3 章 経済・財政一体改革の推進

5. 主要分野ごとの改革の取組

(5) 歳入改革、資産・債務の圧縮

① 歳入改革

(税制の構造改革)

経済社会の構造が大きく変化する中、引き続き、税体系全般にわたるオーバーホールを進める。

特に、個人所得課税や資産課税については、政府税制調査会が取りまとめたこれまでの論点整理に沿って、同調査会における更なる議論も踏まえつつ、経済社会の構造変化を踏まえた税制の構造的な見直しを計画期間中のできるだけ早期に行う。

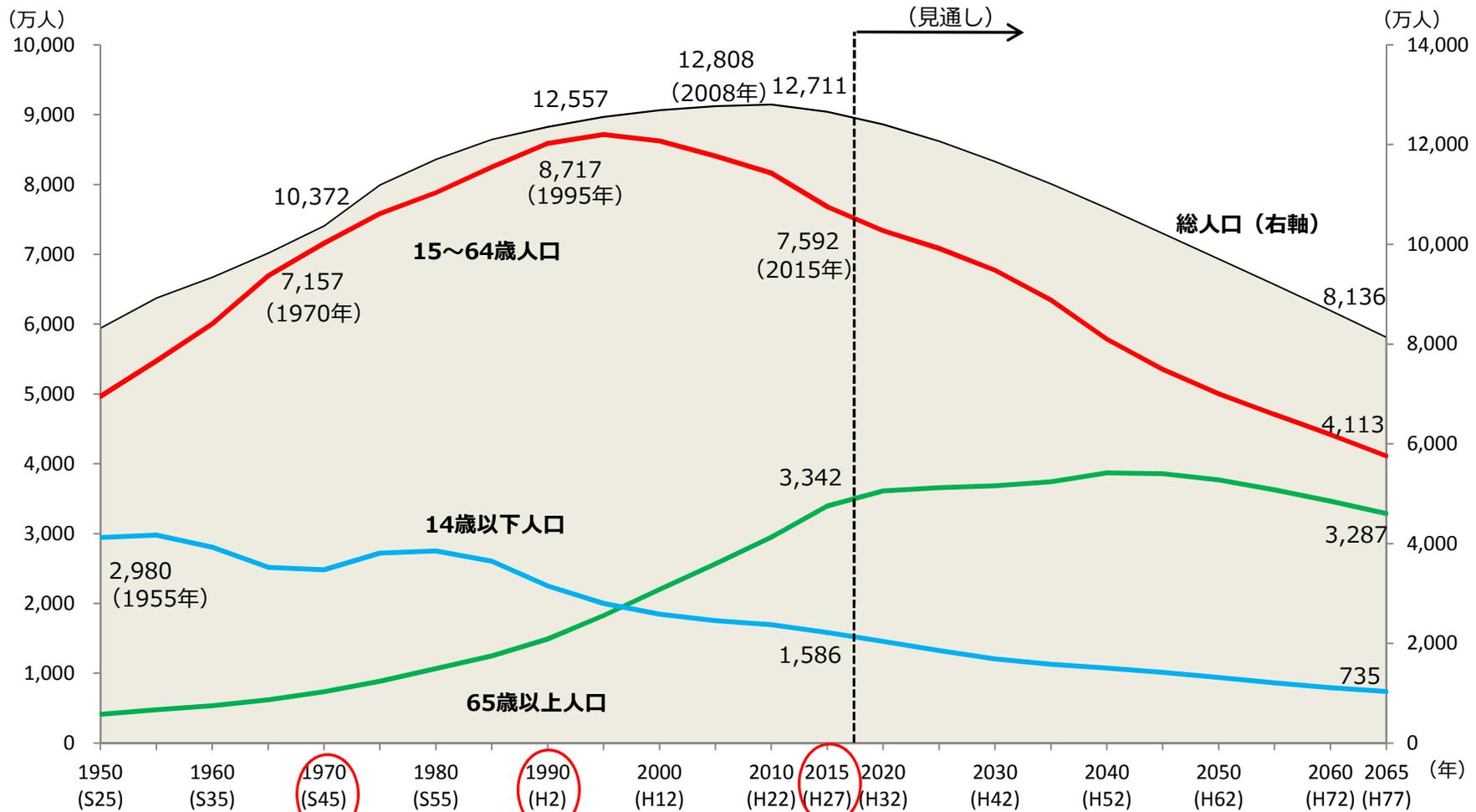
国際的な租税回避等を巡る近年の動きを踏まえ、グローバルなビジネスの構造変化に対応した国際課税制度の再構築（「B E P S プロジェクト」の勧告への対応等）や税務当局間の情報交換の推進、税務コンプライアンスの確保等について、制度・執行の両面から更なる取組を進める。

2. 働き方や家族のあり方をめぐる 構造変化

総人口と年齢区分別人口の推移・見通し

○ 総人口は、2008年をピークに減少していくことが見込まれる。生産年齢人口は、それより早い1995年をピークとし、総人口より速いペースで減少する見込み。

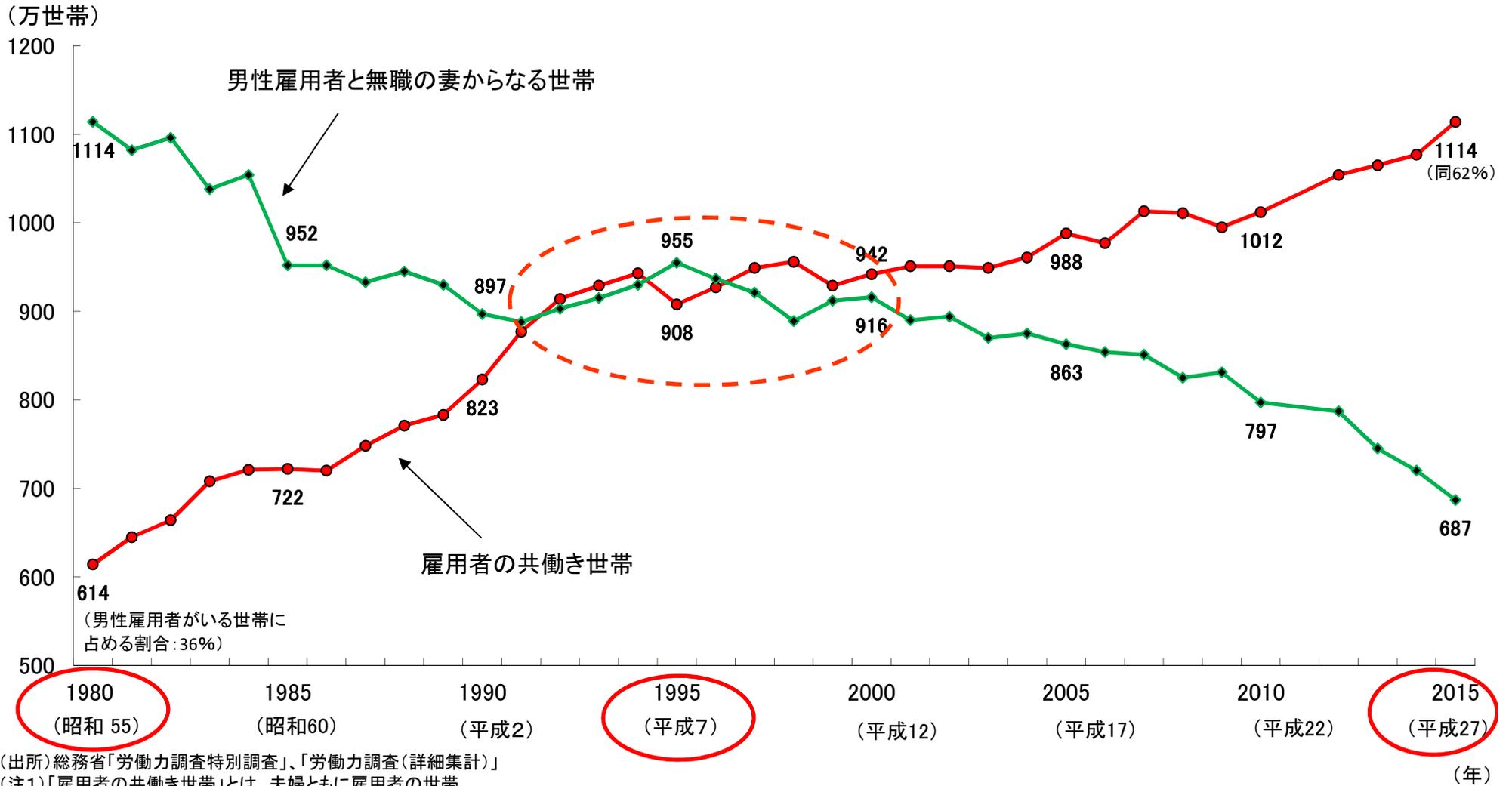
- ・ 総人口 【1970年→1995年→2015年→2065年】: 10,372→12,557→12,711(+1.2%)→8,136万人(▲35.2%)
- ・ 生産年齢人口 【1970年→1995年→2015年→2065年】: 7,157→8,717→7,592(▲12.9%)→4,113万人(▲52.8%) ※括弧書きは対1995年比



(出所)総務省「国勢調査」、「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口)

共働き等世帯数の推移

○ 共働き世帯は年々増加。男性雇用者がいる世帯に占める共働き世帯の割合は、1980年には36%であったが、1990年代に入ると、専業主婦世帯数と共働き世帯数が拮抗し、1997年以降は専業主婦世帯数を逆転した。2000年代に入ると、この傾向は更に鮮明となり、2015年には62%にまで上昇。



(出所) 総務省「労働力調査特別調査」、「労働力調査(詳細集計)」

(注1) 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに雇用者の世帯。

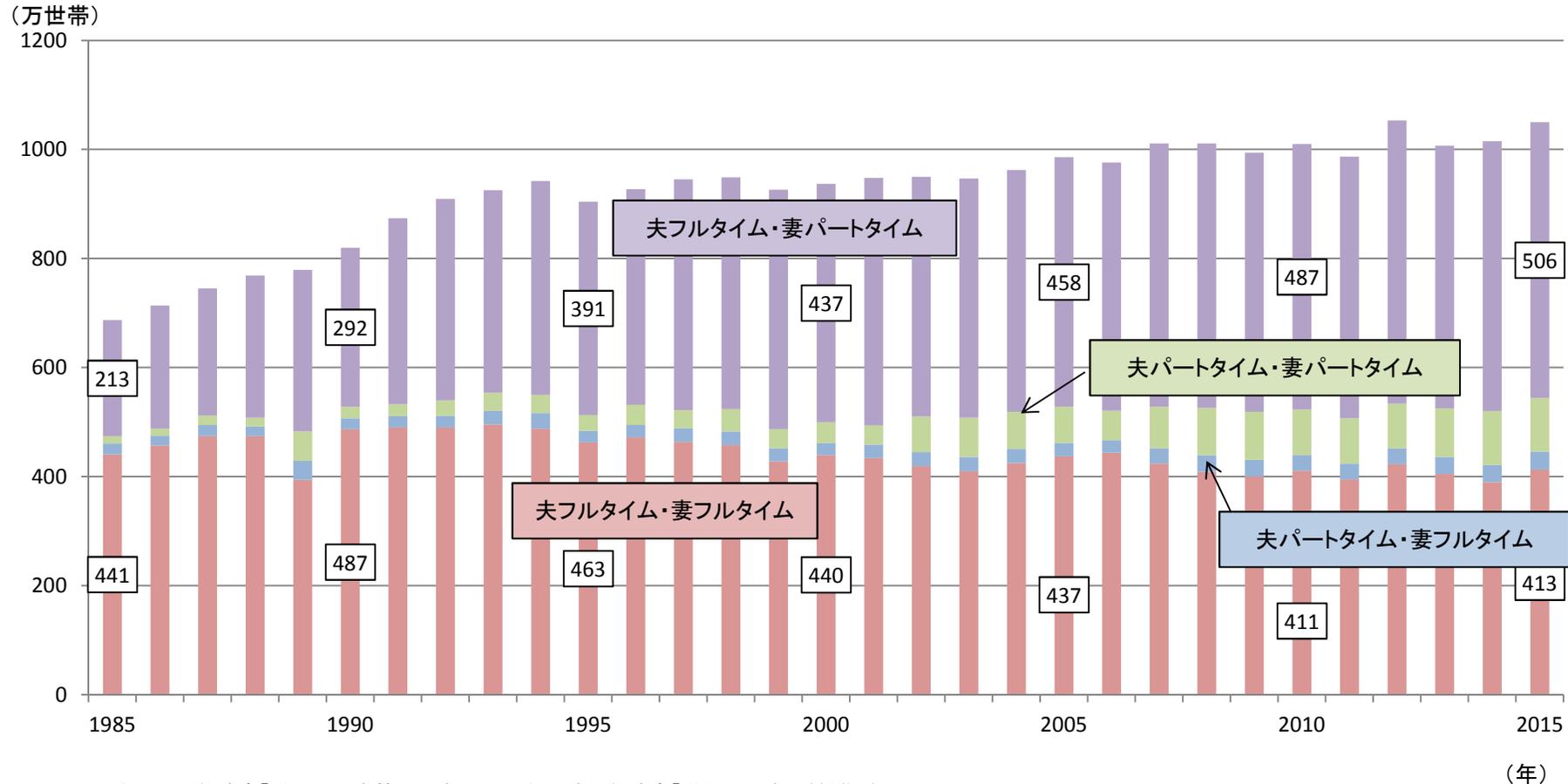
(注2) 「男性雇用者と無職の妻からなる世帯」とは、夫が雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。

(注3) 就業者から農林業及び自営業者・家族従業者は除いた。

(注4) 2011年は東日本大震災の影響により集計していない期間があるため、年次結果は公表されていない。

共働き夫婦の就業形態

○ 夫婦ともにフルタイム(週35時間以上)で働く世帯の数は、1990年代以降、減少傾向にある一方、夫フルタイム・妻パートタイムの世帯数は増加傾向にあり、2000年代以降は、夫婦ともにフルタイムで働く世帯の数を上回って推移している。



(出所) 2001年までは総務省「労働力調査特別調査」、2002年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」

(注1)「労働力調査特別調査」は各年2月の調査結果であり、「労働力調査(詳細結果)」は年平均値である。

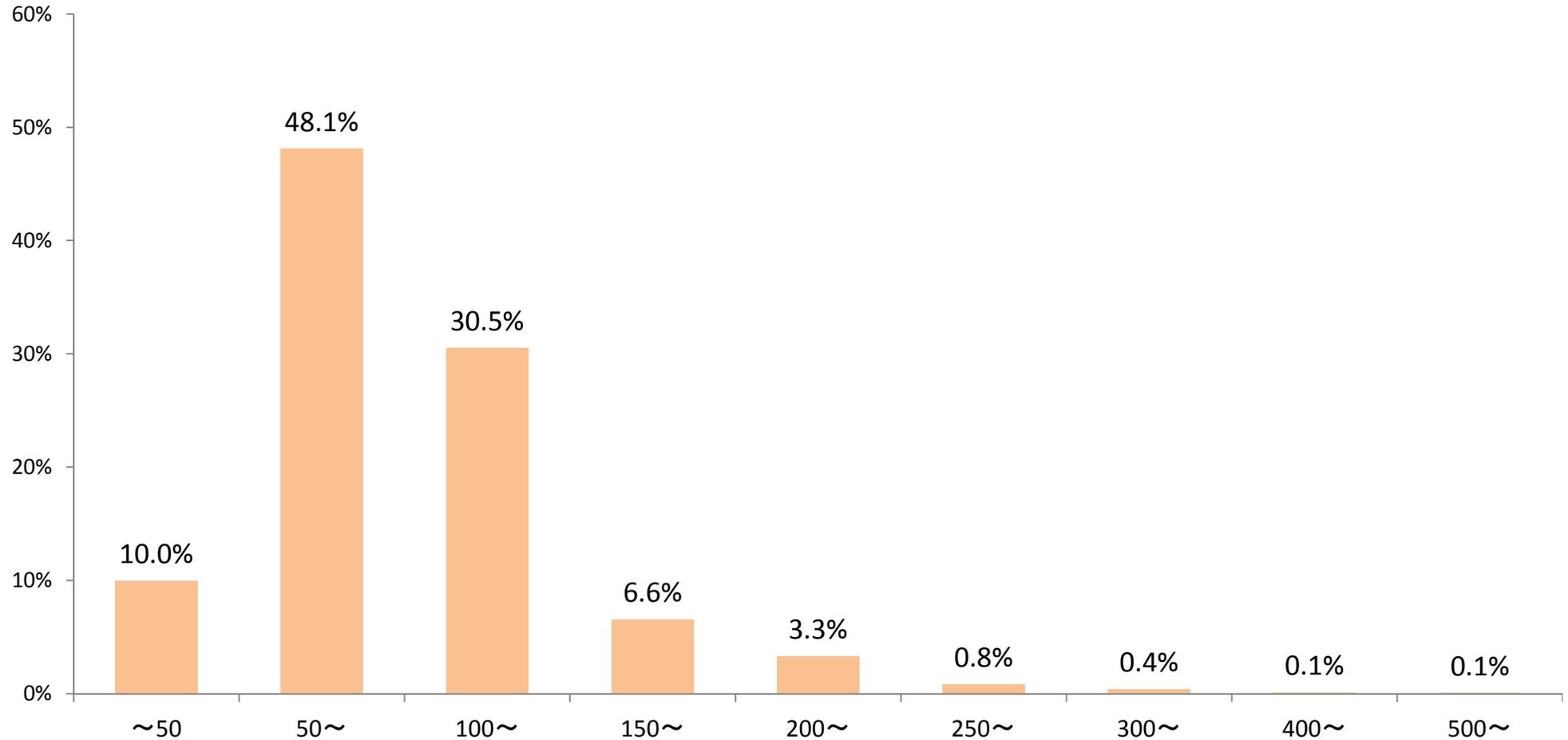
(注2) 全都道府県(2011年は岩手県、宮城県及び福島県を除く)の数値を用いている。

(注3)「フルタイム」とは、週間労働時間が35時間以上の非農林業雇用者である。また、「パートタイム」とは、週間労働時間が34時間以下の非農林業雇用者である。

共働き世帯における妻(パート勤務)の収入分布

○ パート勤務の妻の所得は150万円未満に9割程度が分布。

(世帯分布)

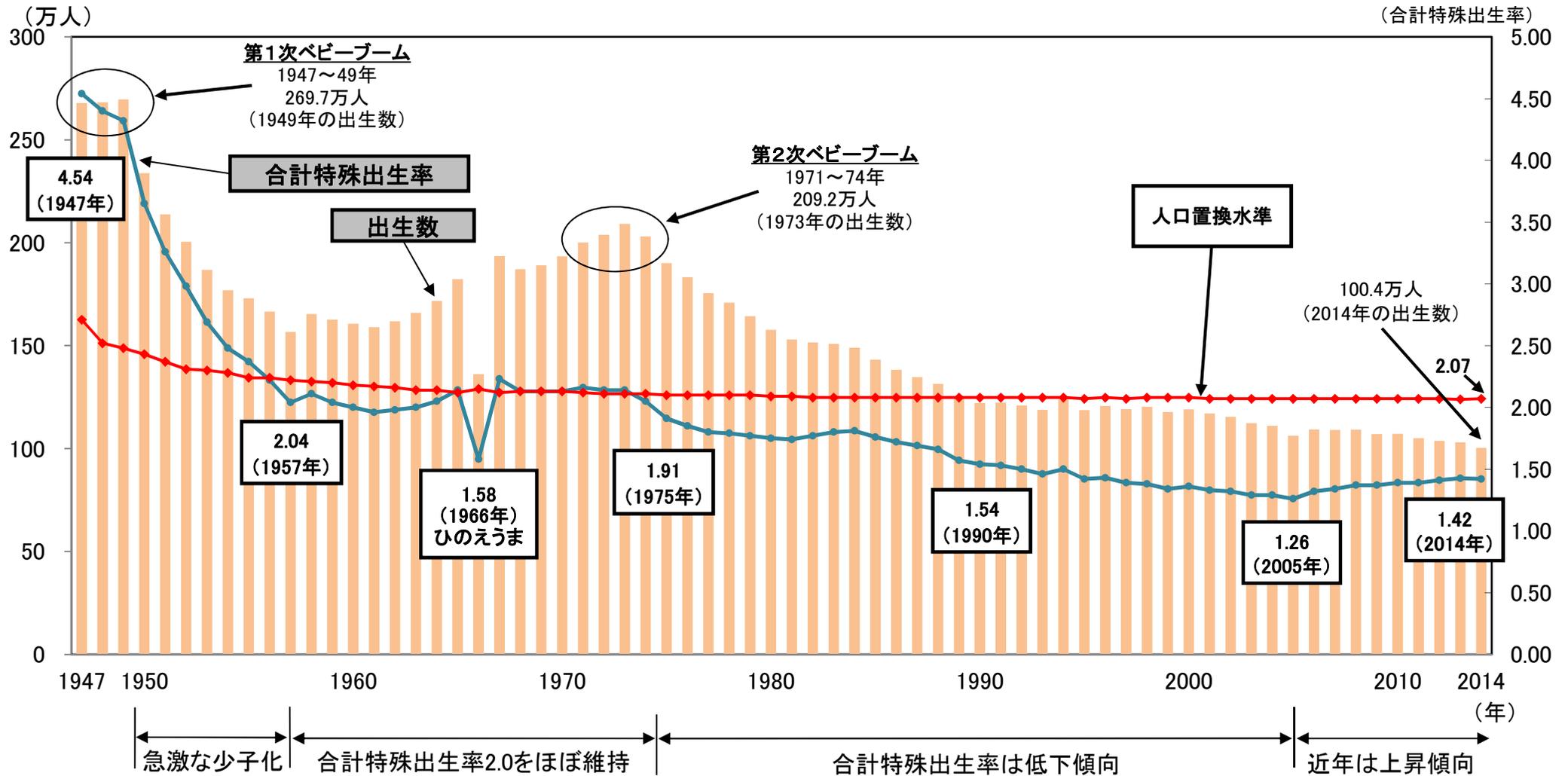


(出所)総務省「就業構造基本調査」(平成24年)

(妻の所得階級(万円未満-万円以上))

出生数及び合計特殊出生率の推移

○ 合計特殊出生率は、2005年に底を打ち、近年は上昇傾向にあるものの、1974年以降、人口置換水準を下回る水準が続いている。



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」、厚生労働省「人口動態調査」

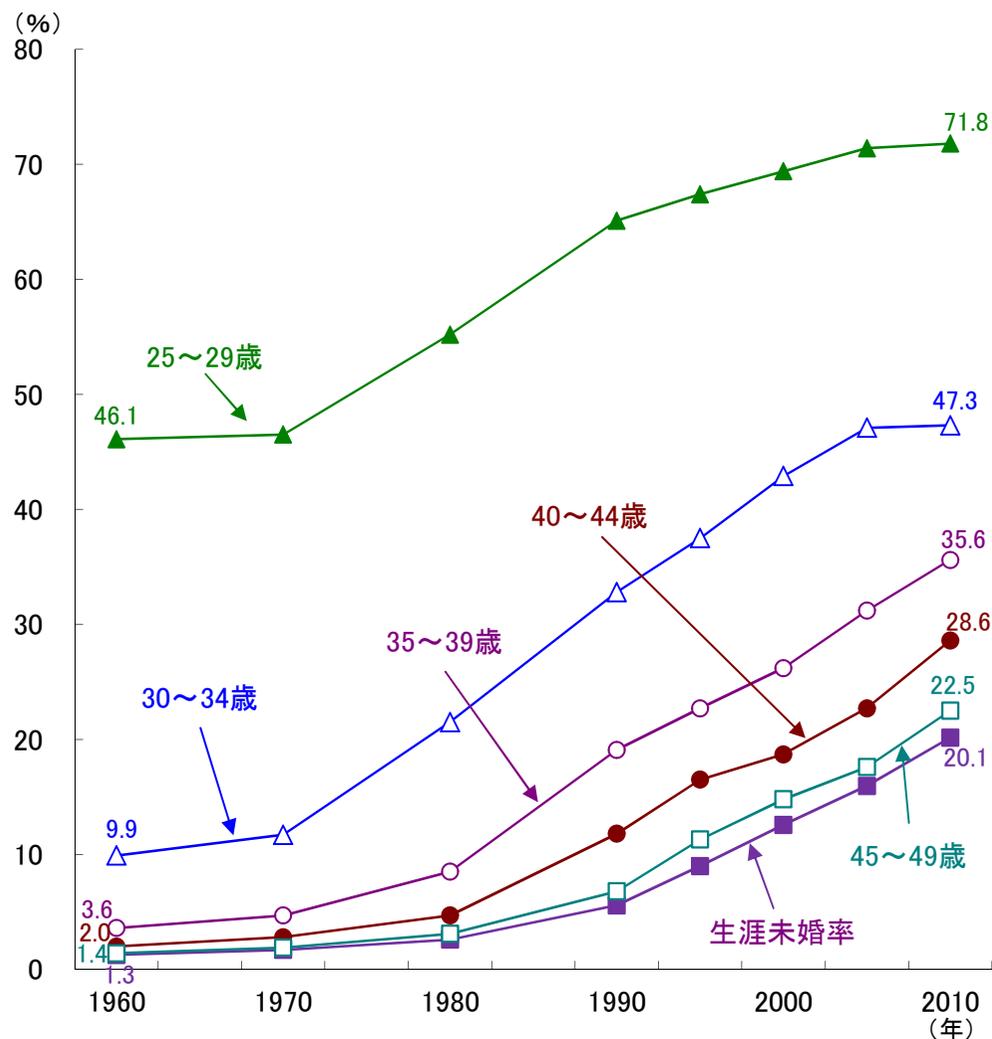
(注1) 「合計特殊出生率」とは、15～49歳の女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとしたときの子ども数に相当する。

(注2) 「人口置換水準」とは、母親世代の女性が等しい数の娘世代の女性を産み残すための出生の水準であり、人口規模を維持するのに必要な水準。

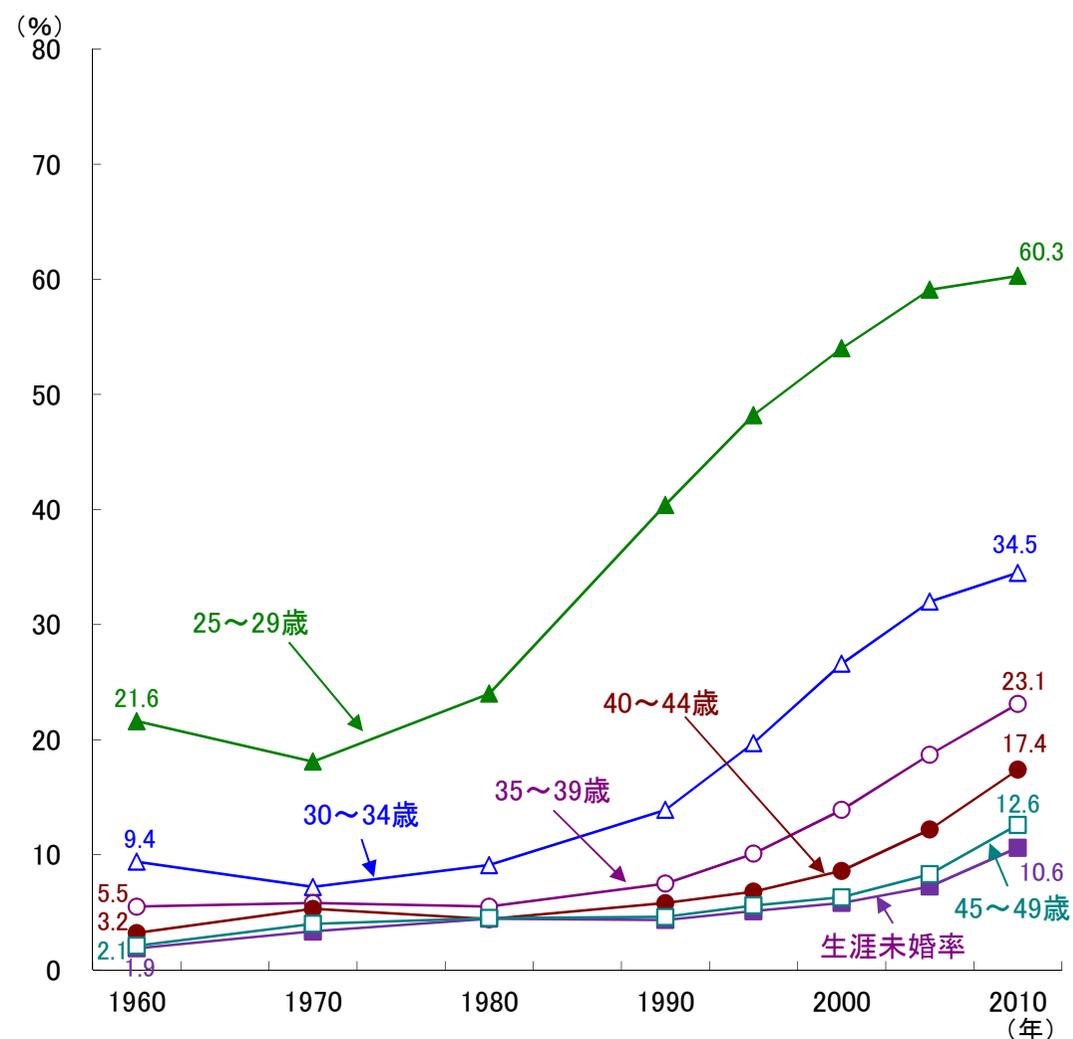
年齢階級別未婚率の推移

○ 日本の未婚率は上昇傾向にあり、男性は1980年代以降、女性は1990年代以降、未婚率が大きく上昇。

男性



女性



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

(注) 「生涯未婚率」とは、45~49歳と50~54歳未婚率の平均値であり、50歳時の未婚率。